

# わが国金融制度上における 問題点についての一考察

梶 谷 正 光

## (一) ま え お き

<sup>(注1)</sup>  
わが国金融制度上における諸問題点について考察するには、わが国における近代金融制度の発達、わが国の金融構造、現行金融機関、金融市場と資本市場などに関する諸問題がその対象となる。

(注1) 日本銀行調査局「わが国の金融制度」日本信用調査株式会社出版部、昭44。

(以下単に「わが国の金融制度」と称する。)  
「わが国の金融制度」の目次参照。

なお、一般的に金融制度とは、通貨制度・金融機関の種類あるいはその業務方法・金融市場あるいは資本市場に関する諸制度などを総称している。

わが国金融制度の改善策に関する大蔵大臣の諮問機関として、<sup>(注2)</sup>金融制度調査会がある。

(注2) 金融制度調査会 (Committee on Financial System Research) ; 昭和31年6月制定の「金融制度調査会設置法」にもとづいて、金融制度の改善に関する重要事項を調査審議するため設置された大蔵大臣の諮問機関。金融・産業界の代表および学識経験者によって構成されている。調査会は、32年準備予金制度の創設、35年日本銀行法の改正、36年為替専門銀行の資金調整法、38年オーバー・ローンの是正、40年国債発行に伴う金融制度、43年中小企業金融制度、45年一段民間金融機関の在り方について答申した。なおこれらの答申内容については、「金融制度調査会資料」全4巻、金融財政事情研究会、昭44~45。参照。

現代の経済問題としてのわが国金融制度上における問題点について考察するにあたっては、<sup>(注3)</sup>いわゆる「金融再編成」のことが俎上にのぼる。

(注3) 金融再編成; 昭和40年代にはいつて、わが国経済をめぐる内外の環境・条件は大きく変化し、これに対処するため、産業の再編成・農業・中小企業など低生産

性部門の近代化・社会開発・地域開発の必要性が認識されるとともに、それに対応して、金融面でも、安い金利の資金を適時適切に円滑に供給出来る体制を整備することが論議的となってきた。これまでのような金融機関に対する過保護の体制を改めて、適正な競争原理を導入し、個々の金融機関の経営合理化あるいは弱小金融機関の整理統合による、コストダウンと体質強化を促進するとともに、各種金融機関の業務分野を再調整し、金融の効率化を高めなければならないとされている。43年6月施行のいわゆる「金融二法」, 「中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法・信用金庫法等の一部を改正する法律」と「金融機関の合併及び転換に関する法律」とは、金融制度再編成の開始を告げるものであるけれども、金融制度調査会の審議がすすむにつれ、民間金融機関のみならず資本市場あるいは政府金融機関の再編成も検討されるであろう。増田四郎外編集「経済学ガイドブック」, 東洋経済新報社, 昭46。(以下単に「経済学ガイドブック」と称する。) 参照。「経済学ガイドブック」第1部現代の経済問題の金融再編成の項目参照。

すなわち、いわゆる「金融再編成」とは、<sup>(注4)</sup>わが国経済の発展につれて、金融制度のたてまえと経済の要請とにギャップが生ずると同時に、昭和40年代における内外情勢の変化もあって、金融制度の再編整備の必要性が強く意識されるようになってきたことをめぐっての論議であると理解される。

(注4) 「わが国の金融制度」43頁参照。

<sup>(注5)</sup>いわゆる「金融二法」はいずれも金融効率化と中小企業金融の円滑化を基本理念とし、それぞれ、中小企業金融機関を新時代の要請に即応させること、異種金融機関相互の合併ないし転換の道を開くことを目的とするものである。金融制度調査会では、引き続き42年12月から「一般金融機関のあり方」についての審議が行なわれ、金融効率化のための一般的な問題ならびに金融機関の業態別についての審議が行なわれている。このようにして、金融制度調査会の論議を中心に金融再編成の動きは、最近とみに活発化してきている。今後、それが具体的にどのように発展するか、内外の経済情勢の変化とも関連して、その推移はきわめて注目されるところである。

(注5) 「わが国の金融制度」124頁参照。

以下わが国金融制度上における問題点についての一考察をなすにあたり、金融制度の再編整備、すなわちいわゆる「金融再編成」を中心に論をすすめるこ

ととする。なお、その内容項目としては、<sup>(注6)</sup>金融再編成の意義と目的、金融の効率化に関する問題点、金融機関の経営効率—規模の利益と業務多様化について述べることとする。

(注6) 「経済学ガイドブック」134～140頁参照。

## (二) 金融再編成の意義と目的

<sup>(注7)</sup>第二次大戦後においてわが国の金融再編成は2度あった。

(注7) 「経済学ガイドブック」134頁参照。

第1回の再編成は、中小企業金融制度の確立、長期信用銀行、信託銀行の創設である。

<sup>(注8)</sup>昭和24年に中小企業等協同組合法が制定され、<sup>(注9)</sup>市街地信用組合法にもとづく<sup>(注10)</sup>市街地協同組合の全部と産業組合法により信用事業を行なう産業組合の大部分は、信用協同組合に改組した。

(注8) 中小企業等協同組合法；これに規定する法人は、事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合の6種である。

(注9) 昭和18年制定。特定の市街地区の中小企業によって組織され、組合組織によって、組合員のために金融業務を営もうとする市街地信用組合は、この法律によって規制され、協同組合的性格から経済統制機関としての性格を帯びるようになり、協同組合としての機能を十分に發揮することができないようになった。

(注10) 産業組合法；明治33年制定。農業協同組合の戦前における形態として、信用・販売・購買・利用の4種の組合を規制した。政府が組織化をすすめ、行政官庁の監督を強力にしていた。

昭和26年信用金庫法の制定により、信用協同組合のうち、金融機関としての<sup>(注11)</sup>性格の強いものは信用金庫となった。

従来の無尽会社の近代化を図るため、昭和26年相互銀行法の制定により、無<sup>(注12)</sup>尽会社は相互銀行に転換した。

(注11) 信用金庫 (credit association) ；非営利の組合組織による。従来の信用組合 (credit cooperative) のうち適格なものは漸次信用金庫に転換しうることとなり、そうでないものは、組合員のみを対象とする相互扶助的な信用組合として存続することとなった。信用金庫は、予金および定期積金の受入れ、会員外貸付、地

方公共団体，または銀行その他の金融機関に対する資金の貸付などの業務のほか，会員のためにする内国為替業務などをも行ないうる。

(注12) 相互銀行 (mutual loan and savings bank) ; 固有業務としての無尽業務<sup>(注13)</sup>のほか，共通業務として一般の銀行と同様，予金および定期積金の受入れ，貸付け，手形の割引，国内為替等の業務を行ないうる。

昭和27年長期信用銀行法が制定され，日本興業銀行はこれにもとづく長期信用銀行に転換し，その後同法にもとづいて，新たに日本長期信用銀行と日本不動産銀行が設立された。

(注14) 長期信用銀行；その資金源は債券（金融債）の発行に依存し，長期資金の供給を目的としている。戦前，長期金融に重要な役割を果たしたのは特殊銀行（戦前の日本興業銀行など）であった。しかし，昭和25年に特殊銀行が廃止された結果，長期資金の供給が円滑を欠くおそれが生じた。そこで27年に，民間の長期金融機関を育成強化するため，長期信用銀行法が制定されたのである。

(注13) 無尽；一定の口数を定めて加入者を集め，定期に各口につき一定額の出資（掛金）をさせ，毎回の出資金から一口ごとに抽選または入札により金銭または物品を給付し，順次すべての口これを及ぼす契約・わが国の伝統的な庶民金融機関として発達していたけれども，昭和26年には，無尽会社はほとんどすべて相互銀行に統合された。

(注15) 信託会社は，その性格上戦後のインフレーション期に苦難の道をたどり，信託業務を兼営する商業銀行に転換し，名称を「信託銀行」と改めて昭和23年夏から新業務を開始した。（法的には信託銀行という用語はなく，形式的には現在の信託銀行は，銀行法にもとづく普通銀行が昭和18年3月の「普通銀行等の貯蓄銀行業務または信託業務の兼営等に関する法律」により，信託業務を兼営するものである。なお，信託業務を規制する法律として信託法および信託業法があるけれども，現在信託業法にもとづく信託会社はない）。そうして，昭和27年貸付信託法にもとづいて，信託銀行は貸付信託<sup>(注16)</sup>を行なうことを認められた。

(注15) 信託 (trust) ; 財産権の移転その他の処分をなし，一定の目的に従って他人に財産の管理または処分をさせること。なお，信託会社は，信託の引受けを営業としてなすもので，株式会社に限られた。昭和18年，普通銀行などが信託業務を兼営することが認められて以来，専業の信託会社の数は減少したけれども，戦後のインフレーション時における経営は困難であった。

(注16) 貸付信託 (loan in trust) ; 一個の信託約款にもとづいて、受託者なる信託銀行が多数の委託者との間で信託契約を結んで金銭を受入れ、貸付、手形割引などの方法で、資源開発その他緊要な産業に対して長期資金を供給するため、合同して運用する金銭信託。受益権は受益証券として有価証券化される。

このように、戦後金融制度の再編整備が行なわれた背後の主な事情は、激しいインフレーションの高進であった。インフレーションは、戦争末期既に潜在的に進行していたけれども、敗戦とともに顕在化し、かつ財政面からの巨額の通貨の増発が、これに油をそそぐような結果になった。その他財閥<sup>(注17)</sup>の解体、<sup>(注18)</sup>問屋の金融機能の喪失などが挙げられるであろう。

(注17) 財閥解体 (dissolution of the big financial combiness) ; 終戦直後、アメリカ軍は、日本軍国主義の経済的基礎は財閥にありとして、その解体を指令した。昭和20年末から25年頃までにかけて、財閥系会社の資産凍結、財閥持株会社、および財閥家族の所有株式の強制譲渡、財閥家族の追放、財閥商号の使用禁止など一連の措置がとられた。これとやらんで、集排法および独禁法が制定されたけれども、やがて占領軍の政策転換と日本経済の復興ともなって財閥解体措置も緩和ないし廃止され、しだいに財閥再編がすすむにいたった。

(注18) 問屋 ; 商業資本家が原料あるいは半製品の前貸によって、ときには道具あるいは貨幣を貸付けることによって、家内工業を支配下において生産を行なわせ、その製品を独占して売りさばいて利潤を獲得する経営形態である。

なお、退職資金の吸収と資本の蓄積を目的として、<sup>(注19)</sup>無記名定期預金制度が設けられたのもまた、この当時であった。

(注19) 無記名定期預金 ; 特別定期預金ともいう。昭和22年4月大蔵省銀行局長の通達により、民間の退職資金を吸収しようという観点から、定期預金に限り無記名預金の取扱が実施され、大二次大戦後のインフレ防止に相当の効果をあげたけれども、昭和24年12月末に新規存入の取扱は停止された。その後27年2月から資本の蓄積を目的として、再びその取扱が復活された。

<sup>(注20)</sup>第2回の金融再編成は昭和42年10月に金融制度調査会から大蔵大臣へ提出された「中小企業金融制度のあり方」という答申にもとづいて、43年5月に「金融機関の合併および転換に関する法律」と「中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法・信用金庫法等の一部を改正する法律」<sup>(注21)</sup>—いわゆる「金融二法」—として立法化されたのが皮切りである。

(注20) 「経済学ガイドブック」135頁参照。

(注21) 金融二法；「金融機関の合併および転換に関する法律」によって相互銀行から普通銀行への転換，異種金融機関相互の合併が可能になり，相互銀行・信用金庫・信用組合など異種金融機関相互の合併が進められ，「相互銀行法・信用金庫法等の一部を改正する法律」により，相互銀行などの融資限度の引上げ，業務分野の拡大などが行なわれる。

さらに，同調査会は昭和42年「民間金融機関に関する特別委員会」を設置し<sup>(注22)</sup>て，一般金融機関の問題を取上げた。

(注22) (1)今後の金融をめぐる環境，(2)金利機能の活用，(3)各種金融機関のあり方，(4)預金保険制度の創設などを中心に審議された。

そうして，金融制度調査会は，45年7月に大蔵大臣へ「一般金融機関のあり方等について」を答申した。

そのなかにおいて，経済の国際化について次のように述べてある。すなわち，「すでに経済の国際化が進展して，各企業も自らの体質の改善，国際競争力の強化に努力している現在，ひとり金融機関だけが従来どおりの過保護ともいべき体制の下にあることは妥当ではないであろう。したがって，今後は，金融機関に対しても，質的な面での適正な競争，すなわち，金融機関の公共的の見地から，国民経済的にみて望ましい競争の場を広げ，競争を通じて，良質の資金供給のため，企業努力による効率化の実現を図っていくことが必要である」と考える」また「今後の経済の国際化の中にあつて，経済の安定的な成長を遂げていくためには，今まで以上に金利の景気調節機能を適切に発揮していくことが必要であると考えられる」と。

金融制度調査会に「民間金融機関に関する特別委員会」が設けられたのは，昭和42年であった。

経済審議会の答申にもとづいて，佐藤内閣は，昭和42年度から5カ年計画で進めようとした経済の安定成長計画として，経済社会発展計画を樹立した。その当時の計画においては，(1)物価の安定，(2)経済の効率化，(3)社会開発の推進の三大重点政策を中心にした，安定した成長を維持してゆく方策をあげていた。

金融制度調査会の答申のなかに述べられている「効率化」もまた、経済社会発展計画に謳われた「経済の効率化」の一環であると理解される。

「効率化」のことについては、「金融の効率化に関する問題点」として、次の項目において述べることとして、金融制度調査会の答甲について前述引用の「金利機能」のことについて述べることとする。

<sup>(注23)</sup> 金利が十分に働きにくい環境にあることは、わが国金融構造の特色の一つである。

(注23) 「わが国の金融制度」50頁参照。

金利が十分に働きにくい環境にある理由としては、わが国企業の資金需要が旺盛であったため、銀行の資金ポジションがオーバー・ローンの傾向にあり、ために金利が資金需給の実勢に応じて決定されず、人為的に規制され勝ちであったこと、また短期金利は予金金利を除けば弾力的に変動しているけれども、<sup>(注25)</sup> 長期金利はかなり硬直であった事情にもよる。

(注24) 資金ポジション；資金の貸借の状態。金融機関においてはコール・ローン残高が、コール・マネー、金融機関借入金、日本銀行借入金の合計残高を上回る場合、ローン・ポジションといい、下回る場合マネー・ポジションという。

(注25) 短期金利 (short-term interest rate)；公定歩合をはじめ、一般金融機関の短期貸出金利・予金々利・コール・レートなどは短期金利である。通常期間1年以下の金利。

(注26) 長期金利 (long-term interest rate)；長期国債、政府保証債、利付金融債・事業債の利回り、貸付信託予想配当率、金銭信託予定配当率、長期信用銀行・信託銀行・保険会社・政府系金融機関の長期貸出金利などが長期金利である。通常期間1年以上の金利。

金利が資金の需給実勢に応じて決定されるためには、<sup>(注27)</sup> 金利体系が形づくられる必要がある。

(注27) 金利体形 (structure of interest rates)；種々の金利は相互に関連をもち、一つの体形を形づくっている。国によって、また時代によってある程度の差違があるけれども、一般的にいて、公定歩合あるいはコール・レートが低く、貸出金利あるいは事業債利回りは高く、予金々利 (定期予金) あるいは国債利回りがその中間にある、というのがほぼ共通している。

ところが、現実のわが国経済においては、金利体系がアンバランスなのである。すなわち、コール・レートは公定歩合を上限とするのが原則であるにもかかわらず、これを上廻ることがあり、前述のように長期金利は硬直的であり、<sup>(注28)</sup>予金金利は比較的長期間にわたって握え置かれていた。

(注28) 予金々利 (deposit rate) ; <sup>(注29)</sup>臨時金利調整法にもとづく告示によって、予金の種類ごとにを最高限度が決めている。最近においては、36年4月から据置かれていたけれども、今年4月改定になった。

(注29) 臨時金利調整法 (Temporary Money Rates Adjustment Law) ; 市中金融機関の金利の最高限度を定めるために、昭和22年に制定された法律。大蔵大臣は経済一般の状況に照らし、必要があると認めるときは、日本銀行政策委員会へ、金融機関の金利の最高限度を定めさせ、またその定めた最高限度を変更または廃止させる。金利の最高限度が定められたときは、金融機関は、それを越えた金利を契約し、支払い、または受領してはならない。日本銀行政策委員会が金利の最高を定め、変更し、または廃止しようとする場合には、金利調整審議会に諮問しなければならない。同審議会は、大蔵大臣の所轄に属し、委員15人をもって組織されている。

貸出金利については、利息制限法、出資の受入・予り金および金利等の取締等に関する法律、臨時金利調整法によって規制されている。銀行の貸出金利は、臨時金利調整法の枠内で動く標準金利をもとにしながら、<sup>(注30)</sup>さまざまな具体的な要因を考慮してきめられる。

(注30) 標準金利 ; 市中銀行の一流企業に対する貸出金利で、あらゆる貸出金利の基準となるもの。アメリカのプライム・レートにならったもので、昭和34年3月全国銀行協会連合会によって採用された。その内容は日銀の再割引適格商業手形の割引と、信用度においてこれに準ずる手形割引・貸付金利の二本建てであったけれども、45年10月の公定歩合引下げの際に一本化された。

<sup>(注31)</sup>その他銀行の貸出金利については自主規制金利があって、自主規制が行なわれている。

(注31) 自主規制金利 ; 臨時金利調整法の最高限度の枠内で自主的にきめられる貸出金利。同法による銀行貸出金利の規制は、金融情勢に応じて弾力的に変動すべき金利を固定化し、金利決定に関する銀行の自主性を損うことが多かったので、全国銀行協会連合会は昭和30年以降、自主規制方式を採用している。現行の標準金利制度も一種の自主規制方式である。

但し、銀行の貸出金利のなかには、臨時金利調整法によって規制されていない規制外金利がある。

(注32) 規制外金利；市中金融機関の貸出金利の最高限度は、臨時金利調整法によって規制されているけれども、(1)貸出期限1年以上の長期のもの、(2)貸出金額1口百万円未満の小口のものについては、金融機関が自由に貸出金利を定めることになっている。これが規制外金利である。

前述のように、金利体系がアンバランスであることの背景には、企業の資金需要が旺盛であったこと、あるいは金融構造上の問題がある。成程、最近におけるわが国貸出金利の水準を国際的に比較して、従前に比べて低下はしてきたものの、ある程度制高であったことは否定できない。がしかし、その水準の引下げを急いで、資金需給の実勢を無視することはできない。

金融制度調査会の民間金融機関に関する特別委員会が、昭和43年7月「金利および金融機関の規模について」中間報告したなかには、金利機能の活用を示唆している。

わが国の金利は従前日歩建を以て表示されていたけれども、国際的表示である年利建にあることが、開放経済体制下において比較上理解し易く、また変動させるにあたって、その幅を弾力的に運営できる。

(注33) 年利建；大蔵省および日本銀行は、昭和43年8月、公定歩合を日歩1厘引下げるにあたって、「つぎに公定歩合を上げ下げするときから公定歩合の表示を年利建に改める」方針を決め、市中金融機関の貸出金利も年利建に移行するように要請した。市中金融機関はその後1年の準備期間を経て、年利建に移行の準備をととのえた。公定歩合はそれまでは日歩1厘（年利0.365%）ずつ変更されることが多かったけれども、年利建になると0.5%の幅で動くのが原則となり、公定歩合の変動幅の拡大の趣旨に沿って、操作の効果があがるとされている。

金利を資金需給の実情に応じて変動させるということは、いわゆる「金利の自由化」と呼ばれている。こたが今日まで自由化されなかったのは、金融機関相互の過大な金利競争によって、そのなかには損益採算あるいは資金ポジションが悪化して、支払不能になるものが現われて、金融制度そのものに対する国民の不信が生じることをおそれたためである。しかし、監督官庁当局において

は、このところその自由化の方向づけをしてきていると理解される。

その他、金融制度調査会が「一般金融機関のあり方等について」答申している他の問題についてもまた、ここにふれておくこととする。<sup>(注34)</sup> 中期予金、<sup>(注35)</sup> 配当の自由化、<sup>(注36)</sup> 予金保険制度などの問題がある。

(注34) 中期予金；予入期間2～3年の定期予金のこと。昭和46年1月までは、わが国の民間金融機関が取扱っている最も長い定期予金の期間は1年であったけれども、期間2～3年程度の企業の資金需要、予金者の金融資産多様化の動きからみて、中期予金の採用が必要であるという意見が唱えられ、昭和45年4月、大蔵省も金融制度調査会に対し、中期予金の導入は検討に値するという見解を提出した。中期予金を実施されれば、銀行と長期信用銀行（金融債）や信託銀行（貸付信託）との競争が激しくなる一方、中期予金導入による資金コストへの影響を通じて、銀行間の格差がいよいよ拡大するので反対意見もすくなくなく、46年2月、1年半物定期予金が創設されるのにとどまった。なお、中期予金のことに関連してCD（negotiable certificate of deposit）——譲渡可能定期予金証書——のことについて述べておく。これは、アメリカにおいて発行されているが他人に譲渡できる定期予金証書。普通の定期予金証書は、預け主に対する銀行の預り証書で、他人に譲渡することはできないけれど、CDは裏書によって流通性をもたせることができる。主として企業が余裕資金の運用に利用するものである。わが国ではまだ発行されていないけれども、予金集めの一つの方法として新しく発行することを認めるかどうかを、金融制度調査会で審議したところ、企業の余裕金の実態、金融市場の現状からみて、導入するのは適当ではないとして見送られた。

(注35) 配当の自由化；銀行の監督機関である大蔵省は、自己資本の充実を推進するため銀行の配当を抑制する趣旨から、記念配当を除く配当率を都市銀行、長期信用銀行、信託銀行については9%、地方銀行については10%に制限してきたけれども、銀行問題の経営格差を配当率に反映させて、競争原理を導入するため、昭和45年9月期から配当規制を若干緩和することとなった。今回、この趣旨をさらに押し進めるため、46年9月期から、(1)10%以内であれば自由に配当を決めてよい、(2)10%を超える場合は、大蔵省の示す算式にもとづく配当率（但し、最高15%まで）を認める方針を打出した。

(注36) 予金保険制度（deposit insurance system）；金融機関が破綻した場合、予金者のこうむる損害を保険しようとする制度であって、金融機関が加入するもの。アメリカでははやくから実施されていたけれども、わが国でも、昭和45年7月の金融制度調査会の答申を機として、その創設が具体化し、46年4月に予金保険法が公布施行された。同法によると、対象金融機関は銀行法による銀行のほか、長期信用

銀行、外国為替専門銀行・相互銀行・信用金庫・信用協同組合が含まれ、保険される預け金は予貯金・定期積金・掛金・元本補填契約のある金銭信託の元本に限られ、保険事項が生じた場合に支払われる保険金額は、予金者ごとに最高百万円と定められている。なお、予金保険機構の資本金（4億9,000万円）は政府、日本銀行、民間金融機関から3分の1ずつ出資され、運営は理事長（日本銀行副総裁）以下3名の役員と運営委員会にゆだねられることになっており、7月に発足した。

最近数年間に行なわれているこれら金融制度の再編整備の背景をみよう。前述の通り、昭和24年市街地信用組合 および 産業組合が信用協同組合に改組され、昭和26年無尽会社が相互銀行に転換し、昭和27年長期信用銀行法が制定され、昭和23年から信託会社がその名称を信託銀行と改め、昭和27年貸付信託を行なうことが認められてから、今日まで20有余年を経過した。しかしながら、現時点において回顧すれば、金融制度上におけるこれら一連の再編整備は、必ずしも当初の理念が具現されなかったための結果であると思料される。そうして、この間わが国経済は質的にも量的にも著しく変ぼうしてきているのである。この変ぼうの状況を概観してみる。

この間わが国経済は、労働力過剰型経済から不足型経済へ移行してきている。すなわち、求職者数を救人数で除した求職倍率が昭和39年代前半においてはこれが常に1以上で大幅な求職超過、就職難状態を示していたけれども、30年代後半はほぼ1近くになり、40年代に入ってから1を割り求人超過、求人難を示している。また、求人に対する就職者の比率を示す求人充足率は、人手不足で各企業が水増し求人をする事も手伝って、最近では年々充足率が低下し、昭和44年にはこれが20%を切った状態である。

また、対外的には、わが国は外資法および為替管理法によって資本取引などをきびしく制限されていたけれども、昭和39年 OECD 加盟を契機として資本取引自由化に踏み切り、42年以降段階的にその実施をすすめている。

このようにして、外国との経済上の取引が自由になり、貿易、運輸、渡航、技術交流、為替取引、資本取引などを、原則として自由化し、例外的にのみ禁止または制限している。IMF協定に加盟したのが昭和27年で、国際収支の理由で為替制限ができる14条国から昭和39年その制限ができない8条国へ移行し

た。すなわち、開放経済体制に入った訳である。前述のような内外経済情勢の著しい変化に対応するため、金融制度の再編整備がさらに要請されているのである。

ここにおいて、いわゆる「金融二法」が制定されるにいたった経緯事情を回顧してみよう。

(注37)  
昭和26年に転換発足した相互銀行のその後の変ぼうと発展形態をみると、まず商業銀行化の傾向に在るということがうかがえる。たとえば、その発足当初大きな比重を占めていた掛金給付業務が衰退した反面、当座預金業務に関連して信用創造活動がすすみ、また為替業務の取扱量が増大してきた。そのほか、中小企業以外との取引量が増大、貸出金の大口化、営業地域の拡大など、制度発足当初の中小企業専門金融機関としての枠組みからはずれる面が多くなってきた。さらに、業容の拡大にともない、また地域発展の差などにより、商業銀行に匹敵する資金量をもつものさえ現われるなど、相互銀行における規模の格差が拡大してきたことである。

(注37) 「わが国の金融制度」参照。215頁。

(注38) 掛金給付業務；一定の期間一定の給付金額を定め、定期の掛金を受入れ、契約期間の中途または満了時に給付を行なう相互銀行だけに認められた業務。

(注39)  
信用金庫は、会員制度の名目化が指摘される。すなわち、資金供給面では形式的に会員とさえなれば容易に融資が受けられる一方、資金吸収面では会員外からの予金が増大しているなど、信用金庫業務の商業銀行的色彩が濃くなっている。また、業容の拡大あるいは地域の発展の差を映じて、次第に規模の格差が増大する一方、とくに小規模の信用金庫の場合には、経営基盤の不安定性からその数の多いことが指摘される。

(注39) 「わが国の金融制度」参照。222～223頁。

このように、相互銀行および信用金庫などのその後の変化と発展をみると、いずれも商業銀行的色彩が濃くなってきていることが顕著である。

ある意味においては、商業銀行と中小企業専門金融機関である相互銀行、信用金庫など等質化してきている傾向にあるといえよう。以上のようにみえてくる

と、いわゆる「金融二法」の制定という中小企業金融制度の改正の動機となっているのは、相互銀行、信用金庫などを中小企業金融機関のなかにおいていかに位置づけるかの問題の検討の結果であったのではないかと考えられる。

つぎに、従前コール・ローンの出し手であった中小企業金融機関がその出し手としての機能がいかに変化してきているかについてこれをみることにする。

<sup>(注40)</sup> コール市場は、コール資金の出し手、取り手となる金融機関と、専門の仲介機関である短資会社<sup>(注41)</sup>によって構成されている。コール資金の出し手と取り手はそれぞれ従前略ぼ決まっていた。取り手としては、恒常的にオーバー・ローンの状態に在った都市銀行のウエイトが圧倒的に大きく、その取入れ額は全体の8割以上に昇ったことがある。他方出し手としては、地方銀行、信託銀行、全国信用金庫連合会、信用金庫、農林中央金庫、信用農業組合連合会、保険会社などのウエイトがかなり高かった。

(注40) 「わが国の金融制度」参照。339～341頁。

(注41) 短資会社；主として、コール資金の貸付またはその貸借の仲介を業とするもので、大蔵大臣の指定を受けた専門の金融業者。コール業者、コール・ブローカーともいう。コール資金取引のほかにも手形割引、有価証券売買、外国為替売買仲介などの業務を行なう。日本銀行と取引関係を有している。

コール・レートは、公定歩合はもちろん長期金利をも上廻ったことがしばしばあった。とくに昭和30年代の高度成長期にはそれが著しかった。また、コール・レートは、とくに金融引締め期に大幅に上昇し勝ちであったので、こうしたコール・レートの高騰が都市銀行などの資金コストに強い影響を考え、ひいてはその貸出態度に強い影響を及ぼして金融引締め政策の有効性を高めたことも否定できない。しかしその反面、こうした傾向が行きすぎて、コール資金の出し手金融機関は、コールの市場を安全かつ有利な貸付市場とみるようになり勝ちであったので、政府短期証券債券を保有することには消極的になるなど、<sup>(注42)</sup>種々の弊害がもたらされたことはみのがせない事実であった。

(注42) 政府短期証券 (short-term government securities)；短期公債 (償還期限1年未満) の一種で、通常日本銀行の引受によって発行される。大蔵省証券・食糧証券・外国為替資金証券などの融通証券がその代表的なものであり、国庫の資金

繰りのために用いられている。

(注43)  
日銀は昭和37年にいわゆる「新金融調節方式」の採用を決定した。これは、債券買をより一層活発に行なうことにより成長通貨を供給していく一方、日銀借入れ依存度の高い都市銀行について、日銀貸出の限度額を設け、これを超える貸出は原則として認めないこととし、日銀貸出の累増を阻止することをねらいとしたのである。

(注43) 「わが国の金融制度」参照。118～119頁。

とくに、昭和41年にいたって、長らく閉鎖されていた公社債流通市場が、国債発行を契機として再開されたのにもない、本格的な公開市場操作に向かって、一歩前進した。また、同年から日銀は短資会社との間に政府短期証券の売買を開始した。これらの措置は、日銀貸出の累増を抑制し、銀行のオーバー・ローンの状態を改善するといういわゆる「新金融調節方式」発生当初の趣旨を生かすだけのみならず、金融政策の有効性を高めるという観点からも重要であった。

わが国は、昭和41年度予算から、いわゆる「国債をかかえた経済」へ移行した。それまでは、国の支出にあてる財源は税金等に依存し、その範囲で支出されてきた。しかし、国の支出が増加してきたのに上積して、景気がわるいときは国の支出をさらに増大して景気をよくすべきであるという意見が支配的になってきた。しかし、税金だけではその財源が充分ではないので、その不足分を補うために国債を発行し、新しい財政の運営が行なわれるようになり、均衡財政のときはその様相が異なることとなったのである。財政の国民経済に占める比重が益々大きくなり、国債の発行残高が累積するのにもなって、金融政策を運営する上において、財政政策および国債管理政策との協調がさらに一段とその重要性を増してきたのである。なお、金融政策の運営に当っては、国債発行にともなう資金の流れの変化に充分対応してゆくようにしなければならない。このようにして、41年以降においては、国債の発行にともなって、コール・レートが従前に比較して相対的にいって低位に安定する結果となった。

(注44) その結果、相互銀行は金融緩和にともなう趨勢的なコール・レート低下傾向  
(注45) (無条件物中心39年末日歩 3 銭→43年末 2 銭 1 厘) から、余資運営の重点を利回りのよい有価証券投資に移しつつあった。これと同様のことは、信用金庫についていえるのであって、40年代後半以降のコール・レートの低下から、余資運営の重点を有価証券投資に移していく実情であった。

(注44) 「わが国の金融制度」参照。218頁。

(注45) 無条件物；取引が行なわれてから、2日間据置かれ、3日目以降、出し手または取り手からの通告によって回収または返却の行なわれるコール資金。

(注46) 全国信用金庫連合会の総資金量(予金の外金庫短期資金を含む)<sup>(注47)</sup>は、ここ5年間で約3.3倍と信用金庫の発展にともなって新しい増大を示した。このうち、金庫短期資金は39年末においては総資金量の53.5%と最大の比重を占めていたけれども、43年末には35.3%とかなりの減少を示した。これは、金庫短期資金のレートが、コール・レートにスライドして定められていることとなっているところから、コール・レートの低下にともない、40年代後半以降金庫短期資金レートも著しく低下したため、会員である信用金庫の側においてより有利な定期予金に予け替えする動きがあったからである。

(注46) 「わが国の金融制度」参照。225頁。

(注47) 金庫短期資金；信用金庫連合会は信用金庫の短期余裕金を金庫短期資金と呼ばれる借入金の形で受入れている。

このように、相互銀行、信用金庫などがコール・レートの低下のためにその余資を有価証券投資にあるいは定期予金に予け替えすることによって、一部には採算の悪化を来す懸念を生じるものも出てきた。

このようにみえてくると、前述のような環境のなかにあって、経営規模が小さくそしてその体質の脆弱な中小企業専門金融機関については、場合によっては合併を促進あることも望ましいという配慮がなされたのではないかと思料される。

いわゆる「金融二法」は、中小企業金融の円滑化と金融の効率化を基本理念として、相互銀行、信用金庫など民間中小企業専門金融機関を新しい時代の要

請に応えるよう体質改善してゆこうとするものであり、金融制度再編整備の端緒を開くものとして画期的な意義を有する。

前述した相互銀行、信用金庫などに対する融資限度の引上げについて、これを若干詳細にみることにする。

<sup>(注48)</sup>相互銀行は、原則として従業員300人以下、または資本金（出資金）2億円以下の中小企業を融資の対象とする金融機関として位置づけられた。但し、中小企業金融の円滑化に資する意味から、同一人に対する融資額に限度（資本および準備金の合計額の10%または2億円のいずれか低い額）が設けられている。

(注48) 「わが国の金融制度」参照。215頁。

<sup>(注49)</sup>信用金庫は、貸出は原則として会員に限ることとし、例外として、予金または定期積金を担保とする場合に限り、会員以外のものに対する貸付が認められている。そのほか会員に対する貸出を妨げない範囲において、地方公共団体または銀行その他の金融機関に対する貸付あるいはいわゆる<sup>(注50)</sup>「卒業生金融」および<sup>(注51)</sup>「小口員外貸出」が認められている。ただし、こうした員外貸出の総額（金融機関に対する貸付を除く）は、金融機関に対する貸付を除いた貸出の総額の20%を超えてはならないこととなっている。

(注49) 「わが国の金融制度」参照。222～223頁。

(注50) 卒業生金融；昭和43年の改正によって認められたもので、過去一定期間（3年）会員であった事業者が会員資格の範囲を超えて成長しても、その後一定期間（5年）に限り、引続いて融資を受けることができる制度である。

(注51) 小口員外貸出；昭和43年の改正によって認められたものである。信用金庫の会員1人当たり最低出資資格の引上げにともない、小口ないし一時的な資金需要者に対してはしいて会員とする必要はないという観点から、出資さえあれば会員となり得る資格のある者に限り、30万円以下の小口融資が受けられることとなった。

<sup>(注52)</sup>信用組合は、組合員に対する資金の貸付および手形の割引を行なうものとされ、またあわせて組合員と生計を共にする親族の予金、積金を担保とする貸付を行なうことができる。なお、1組合員に対する貸出の最高限度は、自己資本の額の20%以内とされ、また貸出金利は業務方法書によりすべて日歩5銭以内

とされている。信用組合の金額限度としての融資限度は、5,000万円を基準として各都道府県において定める額とすることとなっている。

(注51) 「わが国の金融制度」参照。227～228頁。

(注52)  
中小企業基本法に謳っている資本金、従業員数はわが国中小企業の実態からみて狭きに失しているので、相互銀行、信用金庫、信用組合など中小企業専門金融機関の融資限度としては、妥当なものといえよう。

(注52) 中小企業基本法；昭和38年7月施行。産業構造の高度化と国際競争力の強化に即応すべく、中小企業の近代化、高度化を図り、大企業との生産性格差を是正することを政策目標としている。これによる中小企業の定義は、(1)製造業（鉱業、運送業などを含む）は資本金5,000万円または常時使用する従業員数が300人以下の企業、(2)商業、サービス業は資本金1,000万円以下、または従業員数50人以下となっている。

以上中小企業専門金融機関は、全金融機関のなかにおいて商業銀行との相対的位置づけについて、救済の手が差しのべられているということとはできないであろうか。

これに反して、金利の自由化、配当の自由化などの行政措置は、「金融の効率化」を指導理念として、ある意味においては、優勝劣敗の合理主義的淘汰をすすめるものであるといつては過言であろうか。そこに、予金保険制度が立法化施行されるにいたった所以があるように思料される。

(注53)  
金融機関のなかにおいて、再編整備に着手されていないものとして、政府金融機関をあげることができる。これらの政府金融機関のなかには、設立当初の目的を略ぼ達したもので、今後さらにその機能あるいは業務方法を拡充しなければならぬものなどまちまちである。政府金融機関については、その都度必要に応じて設立されたものであって、一貫した体系がない憾みなしとしないと理解される。金融制度の再編整備の過程において、改廃するもの、さらに拡充するものなど、政府金融機関体系として処理されなければならない問題を内包している。

(注53) 政府金融機関；財政投融资計画にもとづいて政府資金を受入れ、さらに自己

資金（回収金・運用利息）を加えて貸付取引を行なう全額政府出資の金融機関で、日本開発銀行、日本輸出入銀行、中小企業金融公庫、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、北海道東北開発公庫、医療金融公庫、環境衛生金融公庫がこれにあたる。

### （三）金融の効率化に関する問題点

金融の効率化とはなにを意味するかについて、昭和42年頃からの大蔵省の金融行政の指導原理の観点からこれを要約してみると、次のようにいえるであろう。すなわち、経済の国際化が進展していくなかで、わが国経済の均衡のとれた発展を図るため、金融のもつ景気調整機能を十分に発揮させるとともに、国民経済的にみて必要な分野に低利の安定した資金を適正に供給しようという考え方であろう。

前述の通り、金融の効率化ということは、経済社会発展計画に謳われた「経済の効率化」の一環であると理解する限りにおいて、それは御座成りの一時的あるいは局部的なものではなくして、わが国経済の構造変化に適応してゆくための基本的かつ全般的な問題である。

そうして、金融の効率化という理念を実現するための手段として、前述の金利機能の活用と競争原理の導入ということが提唱されている。金利機能の活用についてはすでに述べたので、ここでは競争原理の導入、強化のことについて考察してみることとする。

ここにおいて、競争（competition）ということについて、原点に還ってその経済学的な意味を再検討してみる。

競争とは、生産および流通が行なわれる市場競争を示す用語であって、その両極には、完全競争と独占の概念があるけれども、この両者は理論的な概念であって、現実の経済には存在しない。実際の市場競争は、この両極の中間に、さまざまな程度の不完全競争として現われるのである。そして、同一製品を供給している企業間競争の一形態として、価格の引下げを挺子とする価格競争が行なわれる。

銀行経営の基本的な三原則として、公共性、安全性、収益性が挙げられる。

そして、監督官庁の監督の下に銀行経営は行なわれている。金融の効率化という理念の具現の手段として競争原理が導入される場合、それは、前述の三原則と抵触するものであってはならない。競争原理を導入して、しかも公共性、安全性、収益性の三原則に悖ることなく、国民経済的にみて必要な分野に低利の安定した資金を適正に供給するためには、金利機能が充分に働きうる環境を整備しつつ、あわせて個々の金融機関の体質改善が行なわれ、あわせて場合によっては規模の利益の見地から合併ということも考えられねばならないことがあるであろう。

例えば1年半定期の出現によって、当該定期予金が従前からの定期予金からの振替えも少なくなくて、銀行としては、定期予金の伸張に比して支払利息がかさみ、コスト・アップが嵩み・弱少金融機関は負担増となるおそれのある場合などは、公共性、安全性、収益性の原則に悖るような事態が発生しないとはいえない。

いずれにしても、今日まで銀行が監督官庁の強い行政指導の下に在ったということは、裏を返せば、他の業種の企業に比して、保護の中に育って来たということも出来る。

最近、銀行には統一経理基準の実施ということが行なわれるにいたった。一般の企業の決算と同じく、金融機関の決算もその期の営業成績を正しく公表するために、大蔵省が定めた決算上の基準の実施である。都市銀行、地方銀行は42年9月期、相互銀行は43年9月期から徐々に実施され、3年の経過期間をおいて完全に統一されることとなった。金融機関を同一のスタート線にならべて、その自由競争を促進しようとする政策の一つであると理解される。それまでは、経理内容に格差が出て特定の金融機関が経営難におちいると社会的影響も大きいという理由から、各金融機関が決算するときに実際の収益状態とは別に公表利益を每期平準化していたのである。

国民経済的にみて、必要な分野に低利の安定した資金を適正に供給するということは、<sup>(註54)</sup>資金配分を社会的価値判断の見地から補整しようとするのであって、ここに金融制度調査会が「公共性」のことを謳った経緯があると思料され

る。

(注54) 増田四郎外編「経済学ガイドブック」参照。137頁。

資金配分を社会的価値判断の見地から補整することのためには、前述の通り、経済理論の原点に還って検討した競争あるいは価格競争の概念が前提となる。さきに金利機能の活用のことについて述べた通り、わが国金融構造上の問題を再検討して、金利が資金需給の実勢に応じて決定される環境をつくりあげることが問題となろう。

因みに、金融の効率化の面から金融制度を改善検討することは諸外国においても行なわれている。ここには、イギリスとアメリカの場合をみてみよう。

イギリスの金融制度ならびに金融政策について検討、勧告するため、ラドクリフ卿を委員長として、各界を代表する9名の委員からなる委員会が1957年に設置された。これを一般にラドクリフ委員会 (Radcliffe Committee) とよび正式には「金融制度の作用に関する委員会」 (Committee on the Working of the Monetary System) とよばれる。これは、前述のようにイギリスの金融制度ならびに金融政策について検討、勧告するためのものであったけれども、特に第二次大戦後のポンド不安と国内のインフレの処方箋書きがその主要な目的であった。そうして、ラドクリフ報告 (Radcliffe Report) が2年余にわたる検討の結果出来上った。すなわち、1959年に発表された。この報告書は、イギリスに大きな反響を呼び起こした。とくに、金融政策の対象として、<sup>(注55)</sup> 伝統的な通貨供給説を否定して、一般流動性概念を提唱した点に、賛否の論争がはげしくたたかわされた。

(注55) 一般流動性 (general liquidity) ; 貨幣およびそれと密接な代替関係にある準貨幣からなる経済全体の流動性に関するものである。経済における流動性は、貨幣または通貨だけではなく、通貨との代替性をもつ他のすべての金融資産を含むものであり、したがって有効需要調整のためには、通貨量だけでなく、金融資産全体の構造が金融政策の対象とならなければならないとする。ラドクリフ報告は、このような経済全体における広範囲な流動性の状態を一般流動性とよんだのである。

アメリカにおいては、1961年民間の委員会として、「通貨信用委員会」 (The

Commission on Money and Credit), 通称 (CMC) といわれるものが設置され、いわゆる「CMC報告」を発表した。これによると、予金金利規制の緩和、業務の多様化、要求払予金に対する支払準備率の統一化などが勧告されている。その後、大統領の指令によって、「金融機関に関する委員会」が設けられ、民間金融機関がより効率的にその役割を果たすための方策を検討し、金融機関相互の競争を強化するための措置を勧告した。このような制度改正の動きとともに、商業銀行は業務の多様化を活発にし、CD (譲渡可能定期予金証券) の発行、金融債の発行、消費者信用、不動産抵当金融、海外貸付、ターム・ローン、リース業務などに進出している。

ラドクリフ報告における金融政策の対象としての一般流動性の概念に関する問題、および、CMC報告にもとづいて大統領の指令によって設けられた「金融機関に関する委員会」による報告の謳う金融機関効率化の問題は、わが国が開放体制に移行するに従い、またその産業構造が先進国の型のものに発展するにともなって、示唆を与えるところが少なくないことを挙げねばならないであろう。

#### (四) 金融機関の経営効率

「金融の効率化」を理念として、その理念具現のために、競争原理を導入し、金利機能を活用するにあたっては、金融制度の改善とならんで、個々の金融機関の経営効率を高めなければならないことは、言を俟たないところであろう。そのためには、個々の金融機関が資金量を豊富にして、予金コストを下げ、もって利鞘を大きくすることにつとめ、収益力を高めることは勿論であるけれども、規模の利益ならびに銀行業務の多様化についてもまた考慮しなければ、銀行経営の基本三大原則である公共性、収益性、安全性にも悖ることなしといえよう。

(注56) 規模の利益 (scale merit); 製品の単位当り費用が工場あるいは企業の規模の拡大に比例して低下していく関係をいう。これと反対に単位当り費用が増加する場合は規模の不利益 (scale demerit) という。規模の利益の大きい産業 (鉄鋼、

化学工業など)では大規模企業が有利であるから企業集中が著しい。軽工業や小売商業では規模の利益は小さい。同様のことは、銀行業についても云える。ある一定量の資金量に達しなければ、労働賃金、諸経費等の固定費を吸収できず、ためにコスト高で利鞘がすくなく、資金量が少いということと相俟って、規模の不利益をもたらすこととなる。

(注57) 銀行業務の多様化(銀行デパート論ともいう)；銀行は長期、短期いずれの金融をも扱うべきであり、そのためには、短期予金のほか、信託、中長期の定期予金、CDなど丁度デパートの商品のように多様な金融手段を、どの銀行にも認めるべきであるとする意見である。金融制度改革論議のなかで、主として都市銀行から主張された。わが国の金融制度では、普通銀行(都市銀行・地方銀行)は短期金融、長期信用銀行、信託銀行は長期金融と分野が分かれており、それぞれの扱う業務が分かれている。その「垣根」をとり払って、すべての銀行と等質化すべきであるという意見がある。その背後の事情としては、予金のシェアが年々低下している都市銀行の巻き返しの意図がある。業務分野が広くなれば、他の種類の銀行に比べて支店数の圧倒的に多い都市銀行が有利になる。これに対しては、長期信用銀行・信託銀行から強い反対意見が出ている。

銀行経営について規模の利益と規模の不利益を分つ資金量の限界を求めることは、一般的にあって、一概には決めかねる。ではその判定の基準をどこに求めるかということになると、それは資金ポジションのあり方にあるのではなからうか。資金ポジションが恒常的にマネー・ポジションが続くときは、一応その規模の利益のことを考えねばなるまい。しかし、合併ということは、理念的にあるいは経済の論理としては考えられても、現実の問題になると、経済外的条件もまた介入してきて、必ずしも理念通りにあるいは論理のとおりになることが運ぶとは限らない。そこに、論理と実際の乖離にさしはさまれる問題が生じてくることは、予想出来ることである。そうして、その問題の実際的解決策としては、日本銀行が資金ポジション指導の面から、また大蔵省が行政指導の面から、何等かの勧告を与えることによって、理念的かつ論理的に描かれたものが実現出来れば、望ましいことであると思料される。

## 〔参 考 文 献〕

- 山口 茂外「金融概論」広文社，昭42。
- 板倉董一「金融の理論と実際」東洋経済，昭46。
- 板倉董一「銀行論」東洋経済，昭46。
- 小島昌太郎「金融論構義」広文社，昭42。
- 東洋経済編「金融読本」東洋経済，昭46。
- 小泉 明外「金融論の基本問題」東洋経済，昭44。
- 紅林茂夫「基本銀行概論」春秋社，昭37。
- 樋口午郎「銀行理論」東洋経済，昭43。
- 樋口午郎「銀行新論」金融ジャーナル，昭41。
- 増田四郎外「経済学ガイドブック」東洋経済，昭46。
- 天利長三外「図説金融論」学文社，昭46。
- 新庄 博「財政金融経済論」金融財政事情研究会，昭46。
- 日銀調査局「わが国の金融制度」日本信用調査，昭44。
- 中山伊知郎外「経済辞典」有斐閣，昭46。
- 大蔵省金融問題研究会訳「ラドクリフ委員会報告——英国の金融制度及び金融政策の機能に関する分析」大蔵省印刷局，昭34。
- 日銀調査局訳「通貨と信用——その雇用，物価及び成長に及ぼす影響」至誠堂，昭37。
- 山口 茂外「体系金融辞典」東洋経済，昭28。
- 山口 茂外「銀行実務辞典」春秋社，昭45。
- 「金融制度調査会資料」全4巻，金融財政事情研究会，昭44～45。
- L. Chandler “The Economics of Money and Banking,, New York, 1948, Harper.
- R. Kent “Money and Banking,, New York, 1947, Holt, Rinehart and Winston, Inc.
- P. Horvitz “Monetary Policy and the Financial System,, Boston, 1963. Prentice-Hall, Inc.
- H. Kenen “Money Debt and Economic Activity,, Englewood Cliffs, 1948. Prentice-Hall, Inc.